

■議案第30号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の 指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成25年6月14日に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）において介護保険法の一部が改正され、指定介護予防支援事業所の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に関する基準（介護保険法第115条の22第2項第1号）が市町村の条例で定めることとされました。また、条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めることとされました（介護保険法第115条の22第3項）。

この「厚生労働省令で定める基準」とは、介護保険法施行規則第140条の34の2を指します。同令は、平成25年9月13日厚生労働省令第105号（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令）により改正され、同条が追加されています。

【主な改正内容】

- ・指定介護予防支援事業者の指定に関する基準（申請者の法人格の有無要件）を規定するに当たって、第1条に根拠及びその趣旨を追加します。
- ・指定介護予防支援事業者の指定に係る法人要件を追加します。

【施行期日】

平成27年3月31日

【新旧対照表】

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、 <u>第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員及び指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者並びに指定介</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号 <u>並びに第115条の12第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員及び指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者並びに指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者を定めるものとする。</u>

改正後	改正前
<u>護予防支援事業者の指定に関する申請者に 関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(指定介護予防支援事業者の指定に関する 申請者)</u> <u>第 5 条 法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号の条例 で定める者は、法人とする。</u>	